

# 性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた県民運動（愛称名：キズキアイとっとり）のロゴ・シンボルマーク募集要項

※<キズキアイとっとり>サブコピー

「気づきあい、築<sup>きず</sup>き合う。アンコンシャス・バイアスを克服し、みんなが暮らしやすい鳥取へ。」

## 1 目的

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を総合的に進めてきました。その結果、多くの場面で活躍する女性の姿が見られるようになった一方、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、家庭、職場、地域など様々な場面で男女共同参画社会の実現を阻害し、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても、プレッシャーとなり困難な状況に追い込んでいく側面があります。

このような状況を打破し、県民の気づきや行動変容につながる取組を更に進めるため、様々な業界団体、企業や地域とともに「性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた県民運動（愛称名：キズキアイとっとり）」を展開していくこととしています。

この「キズキアイとっとり県民運動」が、県民の皆様に親しみやすく、広く周知され浸透していくものとなるようロゴ・シンボルマークを募集します。

## 2 募集内容

「キズキアイとっとり県民運動」のロゴ・シンボルマーク

〔募集作品の制作条件〕

- (1) 以下の「鳥取県が目指す姿」の実現に向け取り組む「キズキアイとっとり県民運動」にふさわしいもので、親しみやすく県民みんなで取り組んでいくことがイメージできるもの

＜鳥取県が目指す姿＞

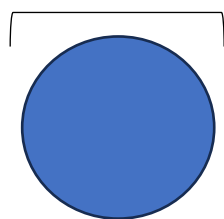
～誰もが働きやすく、暮らしやすい鳥取県～

「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」

- (2) ①シンボルマークと②ロゴの定義は以下のとおりとし、①シンボルマークの図案は必須、②ロゴの図案は任意とする。

※下図の①シンボルマークの形はイメージであり、丸形限定ではありません。

①シンボルマーク



（キズキアイとっとり）

②ロゴ

- (3) ①シンボルマークと②ロゴの組合せ、配置、書式、余白は自由とする。  
(4) ②ロゴには「キズキアイとっとり」を入れること（文字の色やフォント、配置は自由とする。英語の場合は大文字・小文字は問わない。）  
(5) 視認性を考慮し、白黒での印刷にも対応したデザインとすること。  
(6) 作品のデータは、JPEG、PNG または PDF 形式で提出すること。

(7) 自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品に限る。その他、11の注意事項も参照すること。

### 3 ロゴ・シンボルマークの活用

最優秀賞に選ばれた作品は、鳥取県が作成する「キズキアイとっとり県民運動」のバッジ及びシール（25mm×25mm程度）のデザインに活用します。また、鳥取県及び「キズキアイとっとり県民運動」への賛同団体等が使用する各種啓発チラシやパンフレット、広告、ホームページ等でも活用します。

### 4 応募資格

鳥取県内に在住又は在勤・在学する方（個人、法人、グループいずれも可能）

※18歳未満の場合は、保護者又は法定代理人の同意が必要です。

### 5 応募期間

令和8年5月14日（木）～令和8年6月22日（月）

### 6 応募方法

「とっとり電子申請サービス」により、下記の必要事項を記入し、作品（JPEG、PNGまたはPDF形式）の画像データを添付して応募してください。なお、応募は一人3点までです。

①ロゴマークに込めたコンセプト（制作意図や説明（200字以内））

②氏名（ふりがな）、住所（県外の方は勤務地・通学先の住所も記載）、年齢、電話番号、メールアドレス、職業（会社名又は学校名）

### 7 賞品

(1) 最優秀賞（1件）

副賞として、ギフトカード3万円分及び県内の特産品を贈呈

(2) 優秀賞（3件）

副賞として、県内の特産品を贈呈

### 8 審査

応募作品は、鳥取県が設置する審査会において厳正なる審査を行い、最優秀賞及び優秀賞を選定します。審査の途中経過並びに審査結果・不採用の理由等についてのお問い合わせには、一切応じられません。

#### <ロゴ・シンボルマークの審査基準>

(1) 視認性：バッジ及びシール（大きさ：25mm×25mm程度）として活用する予定であり、デザインとロゴを記載した際にデザインが見やすく、わかりやすいこと

(2) 象徴性：「キズキアイとっとり県民運動」の目的や愛称のイメージにふさわしく、親しみやすいこと

(3) 審美性：デザインとして優れていること

(4) 展開性：さまざまな媒体で展開可能であること

(5) 再現性：カラーだけでなくモノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと

### 9 結果発表

受賞者に通知するほか、8月（予定）に表彰を行うとともに、ホームページ等で公表します。なお、当該公表をもって、受賞者以外の方への通知に代えさせていただきます。

## 10 応募先・お問い合わせ先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町 212-5 エースパック未来中心内

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課

〔電話〕 0858-22-6698

〔メール〕 kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

## 11 注意事項

- (1) 以下に該当するものは審査対象外とします。
  - ・本募集要項の規定から逸脱したもの。
  - ・広く認知されているイメージや世界的に使用されているピクトグラム、シンボルマーク等と混同される恐れがあるもの。
  - ・第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れがあるもの。
  - ・既に公表されているもの（WEBに掲載されているものを含む）と同一または類似のもの。
  - ・応募者を特定できる情報を含むもの。
  - ・政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
  - ・反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの
- (2) 作品の応募は1人（1グループ）3作品までとします。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。）
- (3) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (4) 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、応募者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- (5) 応募者の個人情報、作品の選考以外の目的で使用しません。ただし受賞者の氏名、住所（市町村区まで）、年齢、職業（会社名又は学校名）は公表させていただく場合があります。
- (6) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商品化権、使用权、商標権その他の一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- (7) 採用作品について、本募集要綱に違反する事実が明らかになった等の場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消し、賞品の返還を求めることがあります。
- (8) 採用作品は、広く使用するにあたり、必要により補作、修正することがあります。
- (9) 採用作品は、作品の元データ（ai形式など）の提供を求めることがあります。採用作品が決定するまでは、元データを消去せずに保管しておいてください。
- (10) ロゴ・シンボルマークとして適当な作品がない場合は、「採用作品なし」とする場合があります。
- (11) 応募に際して記載事項の虚偽、誤記又は不備があると判断した場合やその他不適当な応募であると判断した場合は、採用対象外となる場合があります。
- (12) 受賞者の長期不在、ご住所、転居先が不明等の理由により連絡が取れない場合、採用対象外となる場合があります。
- (13) 応募をもって、本募集要項に関する全ての事項に同意したものとみなします。